

## FSC-STD-40-004 第 3-0 版のオンラインセミナー時の質問への回答

以下の回答は、2017年3月3日（金）に実施した「改定 CoC 規格についての日本語オンラインセミナー」において質問され、その場では回答ができないため、FSC 本部へ確認をしたものです。以下の回答は FSC 本部 CoC プログラムマネージャーの Lucia Massaroth によるものです。

### **質問 1**

規格 5.9 項の FSC 表示格下げルールにおいて、「最終消費者にラベル付き最終製品を販売する小売業者の場合」が例外措置として書かれています。これは小売業者の場合、ラベル変更ができないための措置だと理解しています。では、最終ラベル付き製品を取り扱う商社(流通)でも、同様の理由で、格下げ表示は可能でしょうか。規格には小売業者と書かれていますが、ラベルを変更できないという立場は同じなので、同じルールが適用されると考えてよいのでしょうか。

### **回答 1**

小売業者に関するこの例外措置は、小売業者が店舗における消費者向けの伝票発行において FSC ラベルに忠実な FSC 表示を記載することが難しい状況があるということを考慮したものです。つまり多くの店舗で様々な運用をしており、不特定多数の最終消費者を対象に商売をしている小売業の特殊性に対する例外措置なので、同じ考えを最終ラベル付き製品を取り扱う商社(流通)業者に適用することはできません。

### **質問 2**

製品グループ設定において、規格 7.1 a)項には FSC-STD-40-004a の FSC 製品分類ごとに分ける必要があると書かれていますが、製品分類には第 1 階層から第 3 階層まであります。どの階層に基づき分けるかは認証取得者が選べるのでしょうか。トランスファーシステムの場合は、換算率やインプットを考慮する必要がないので、すべて第 1 階層でまとめてしまってもよいのでしょうか。

### **回答 2**

CoC 規格にはどの階層に基づくかに関する規定はありません。規格第 7 項の要求事項が満たされると判断できる限り、どの階層を用いてもよいです。ただし、可能であればできるだけ下位の階層を用いることを推奨します。製品分類に関する情報は FSC データベースで公開されるため、認証製品を探している企業等が検索をした際に、より正確な製品情報が掲載されていることが重要です。

### 質問 3

規格 7.2 項の注に「異なる種類の木質パルプは同等のインプット原材料と見なされる。」とあり、またよくある質問には、これに関してバージンパルプと古紙パルプを同等と扱えると書かれています。では針葉樹パルプと広葉樹パルプは同等と扱えるのでしょうか。またチップもパルプと同様に考えてよいのでしょうか。

### 回答 3

針葉樹パルプと広葉樹パルプは同等と扱うことが可能です。またチップについても同様に針葉樹チップと広葉樹チップを同等と扱うことができます。一方でバージンパルプと古紙パルプの同等性については、現在議論中であり、最終判断が下されていません。これらを同等と見なすと、例えばサイト横断クレジットシステムを用いて、100%バージン原材料を用いた紙製品を製造している工場において、他の工場が受領した回収原材料クレジットを使用することも可能となり、これを問題視する意見もあります。FSC ではパルプ、紙製造業におけるクレジットシステム適用方法のガイダンスを作成しており、その中でバージンパルプと古紙パルプの同等性についても明確にする予定です。

注：3月16日当初の回答では、「規格ではパルプに関する言及しかないため、この考え方をチップに適用することはできません（バージンチップと回収チップは同等とは見なしません）。」とされていましたが、その後さらに FSC 本部に問い合わせた結果、同じ考え方がチップにも適用できることを確認しました。

### 質問 4

規格 12.9 項の組織が FSC 認証委託先として、非 FSC 認証取得者の外部委託業務を請負う場合について、元々これは ADVICE-40-004-01 によって導入されたルールで、対象とし完成品に限定されていた理解ですが、改定規格の 12.9 項では適用条件が減っています。今後は完成品でなくても適用してよいのでしょうか？

### 回答 4

この要求事項は、元々の ADVICE-40-004-01 の意図を変更するつもりはなく、サプライチェーンの途中段階で適用するのではなく、完成品を対象としたものです。確かに現状の要求事項の文章ではその意図が伝わらなくなってしまうので、本要求事項は近いうちに修正し、元々の ADVICE-40-004-01 の意図を反映します。

注：3月16日当初の回答では、「その通りです。ADVICE-40-004-01 にあった適用条件の 1.1.2 と 1.1.3 は削除されているので FSC ラベル付きの完成品でなくても 12.9 項のルールを適用できます。」とされていましたが、その後さらに FSC 本部に問い合わせた結果、上記の回答を得ました。